

<勤務医先生のための「特定支出控除」の使い方>

～特定支出控除の利用範囲・計算方法が改正されました～

説明を分かりやすくするために、表現を簡略化しております。
 そのため、適用に関しましては、税務上確認が必要な事項がございます。
 詳細は、最寄りの税理士か弊社 税理士法人ブレインパートナー にお問い合わせ下さい。

■特定支出控除とは？

勤務医は、診療所経営者のように実額で交通費や医師会費など、必要経費を所得から控除することはできません。その代わりに給与の額に応じた『給与所得控除』という概算の経費が認められています。

しかし、『給与所得控除』の 1/2 を超えて経費(特定支出)を支払った場合には、その超えた部分を給与からさらに控除することができます。それが『特定支出控除』です。

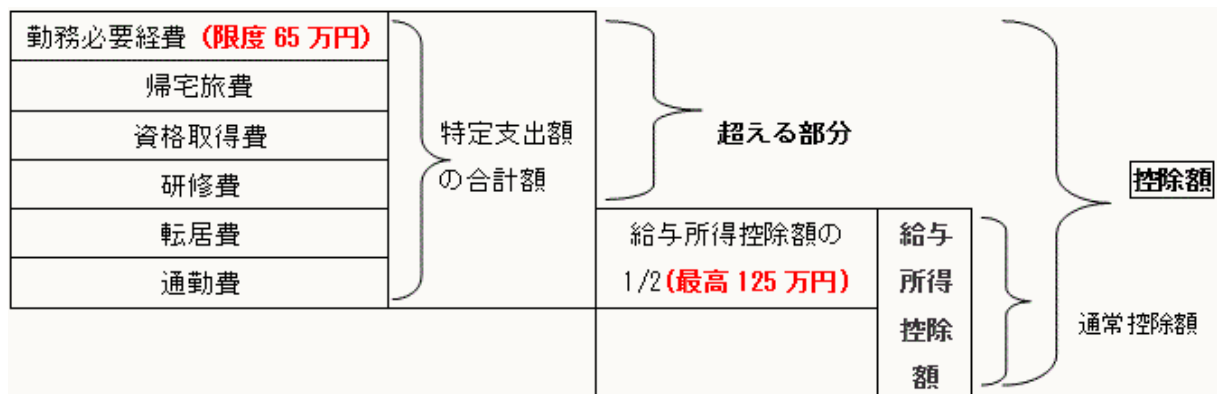
■改正内容は？～概要～

□ 計算方法の改正：給与所得算定における特定支出の控除額の計算方法

★「特定支出」が「給与所得控除額」の 1/2 以下の場合、対象外となります。

その年中の給与等の収入金額	特定支出控除額の適用判定の基準となる金額
1,500 万円以下	その年中の給与所得控除額 × 1/2
1,500 万円超	125 万円(上限)

【特定支出控除のイメージ】



～以前より控除できる額が増加する可能性があります～

■ 特定支出控除を勤務医の方が使うケースは？ ■

①通勤費	・病院へ通勤する場合の通勤費 ・アルバイトで他のクリニックなどへも勤務している方の交通費や燃料費(ガソリン代)など
②転居費	・転勤命令による転居のための費用(宿泊代、引っ越し代、高速代、燃料代など)など
③研修費	・業務上必要な技術・知識を習得するための研修費用など (例: 学会や講演会への参加費用・会場までの交通費・国際学会等への参加費用)
④資格取得費	・介護施設と連携するため介護福祉士やケアマネの資格取得時の費用
⑤帰宅旅費(但し、月4往復まで)	・転勤に伴って妻子と別居をする場合、妻子が住む自宅への帰省費用。
「勤務必要経費」	⑥職務と関連する図書購入費 ・医学書の購入費(書籍、新聞雑誌その他の定期刊行物など)
	⑦職場で着用する衣服費 ・勤務医の方が職場で着用する衣服
	⑧職務に必要な交際費 ・親睦会への参加費など

ただし⑥+⑦+⑧の「勤務必要経費」は合計で年間65万円が限度です。また適用を受けるには、**証明が必要です**。また、勤務先が負担したものは除かれます。ただし勤務先が負担した費用でも、給与課税されたものは含めることができます。

(例): 年収 1000 万円の勤務医の方で、特定支出が 150 万円ある場合の特定支出控除額

●給与所得控除額=220 万円

●特定支出控除 = 150 万円 - 220 万円 × 1/2 = 40 万円 → 課税所得 40 万円減!

【手続について】

特定支出控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。確定申告を行う場合、明細書や領収書などを税務署へ提出する必要がありますが、それ以外に提出する書類として「給与の支払者の証明書」※が挙げられます。

勤務先からの証明がもらえない場合は、特定支出控除として申告できません。

※手続参照 国税庁 HP:

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/kaisei/121019/pdf/01.pdf>

お問い合わせは税理士法人ブレインパートナーまでどうぞ

〒460-0008 名古屋市中区栄 4-14-31 栄オークリッジ5階

TEL:(052)249-2301 FAX:(052)249-2302 E-mail:PXX06534@nifty.com